

株式会社さくらインベスト

(令和6年9月期)

I. 会社の概況

1. 商号、許可年月日等

| | |
|--------|---------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社さくらインベスト |
| 代表者名 | 代表取締役 服部 美月 |
| 所在地 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番6号 |
| 許可年月日 | 平成23年5月26日(令和5年5月22日更新) |
| 加入協会名 | 日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金 |

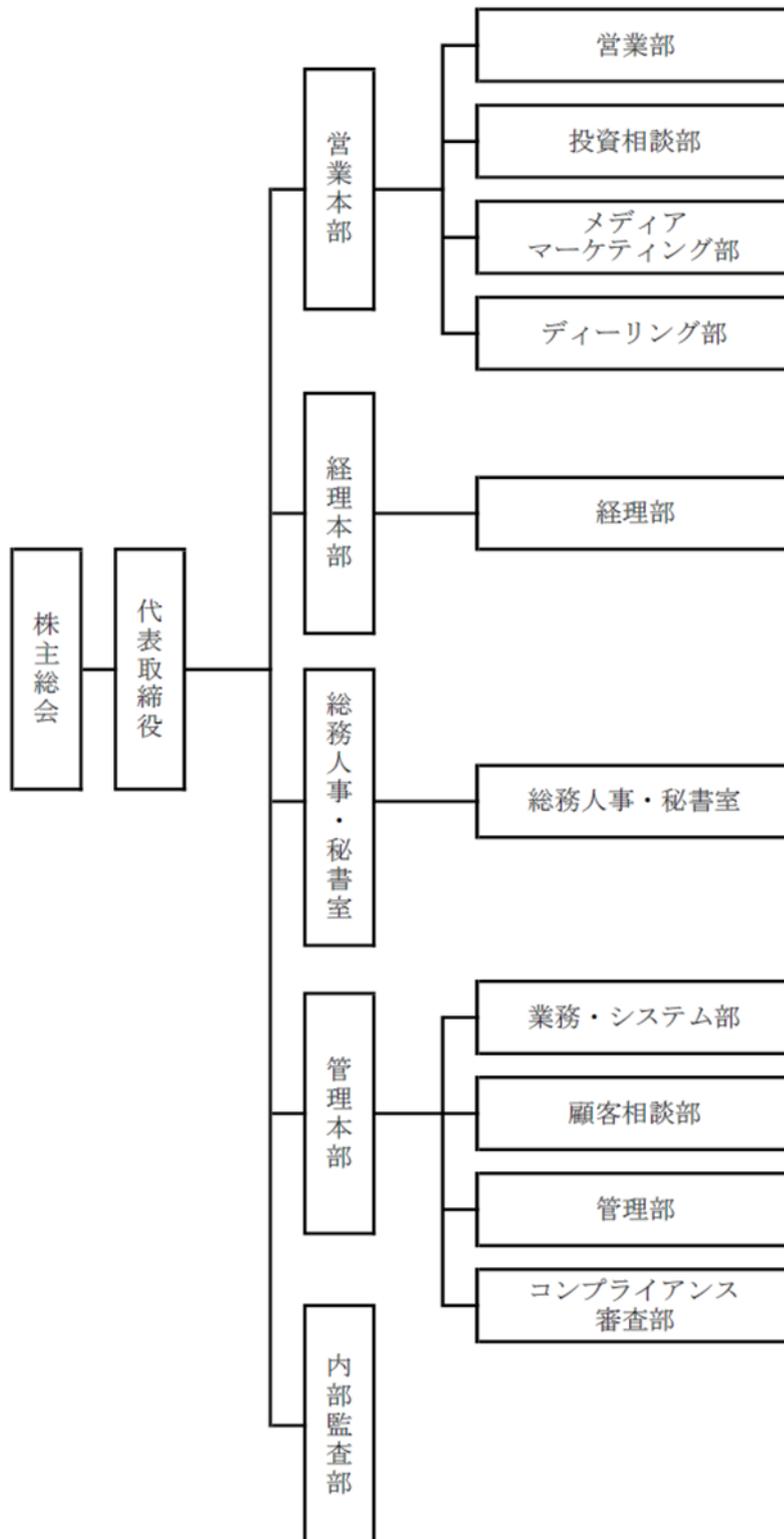
会社の沿革

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 平成22年10月 | 株式会社アップルタイムズマーケットを資本金1千万円にて岡山市に創業 |
| 平成22年11月 | 資本金6千万円に増資 松本支店を開設 |
| 平成22年12月 | 商品先物取引業許可を申請 |
| 平成23年5月 | 商品先物取引業許可を取得 |
| 平成23年9月 | 松本支店を廃止 東京支店を開設 |
| 平成24年3月 | 本店を岡山県岡山市北区より京都市下京区四条町に移転 |
| 平成24年5月 | 国内商品市場取引における取次業務を開始 |
| 平成26年5月 | 商号を「株式会社さくらインベスト」に変更 |
| 平成26年7月 | 本店を京都市下京区四条町より京都市下京区大政所町に移転 |
| 平成26年10月 | 東京支店を東京都渋谷区より東京都港区に移転 |
| 平成27年10月 | 資本金7千万円に増資 |
| 平成27年12月 | 本店を京都市下京区大政所町より大阪市北区西天満に移転 |
| 平成28年10月 | 資本金8千万円に増資 |
| 平成29年2月 | 資本金9千万円に増資 |
| 平成29年4月 | 名古屋支店を開設 |
| 平成29年9月 | 資本金1億5百万円に増資 |
| 平成30年4月 | 本店を大阪市北区西天満より大阪市北区梅田に移転 東京支店を廃止 横浜支店を開設 |
| 令和元年8月 | 名古屋支店を廃止 |
| 令和元年11月 | 横浜支店を廃止 |
| 令和5年9月 | 福岡支店を開設 |

2. 事業の内容

(1) 経営組織

(令和6年9月30日現在)



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、商品市場における取引の委託の取次業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品先物取引業の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令 23 総合第 178 号」、経済産業省「平成 23・04・21 商第 10 号」)

なお、当社は商品取引所における取引注文の執行を岡安商事株式会社へ委託しており、令和 6 年 9 月 30 日現在、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

| 取引所名 | 当社における取扱商品 |
|------------|---|
| (株)東京商品取引所 | プラッツドバイ原油、バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油 |
| (株)堂島取引所 | とうもろこし 50、米国産大豆、小豆、金、銀、白金 |

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

当社は外国商品市場取引に係る業務を行っておりません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社はサクソバンク証券株式会社およびフィリップ証券株式会社をカバー取引先として、店頭商品デリバティブ取引を行っております。

なお、令和 6 年 9 月 30 日現在、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

| | |
|----------------|---|
| 対面取引 取扱対象商品 | 金、銀、銅、パラジウム、原油、天然ガス、プラチナ、大豆、コーン、小麦、砂糖、コーヒー、ココア、北海ブレント原油 |
|----------------|---|

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております。

| 上場商品の種類 | 取引所 | 年間取引高 (枚) |
|---------|------------|-----------|
| 東京原油 | (株)東京商品取引所 | 10 |
| 合計 | | 10 |

(b) 兼業業務

家事代行サービス業務を兼業しております。

3. 営業所、事務所の状況

(令和6年9月30日現在)

| 名称 | 所在地 |
|------|----------------------|
| 本店 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番6号 |
| 福岡支店 | 福岡県福岡市中央区天神2丁目13番18号 |

4. 財務の概要

決算年月 令和6年9月期

| | |
|---------------|------------|
| (a) 資本金 | 105,000 千円 |
| (b) 営業収益 | 991,136 千円 |
| (c) 受取手数料 | 4,127 千円 |
| (d) トレーディング損益 | 987,009 千円 |
| (e) 経常損益 | 196,319 千円 |
| (f) 当期純損益 | 122,623 千円 |
| (g) 純資産額規制比率 | 225.08% |

5. 発行済株式総数

発行済株式総数 16,961 株 (令和6年9月30日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

6. 上位10位までの株主の氏名等

(令和6年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 保有株式数 | 割合 |
|------------|----------|-------|
| TACHI 株式会社 | 9,560 株 | 56.4% |
| 林 泰宏 | 6,961 株 | 41.0% |
| 林 美月 | 280 株 | 1.7% |
| 林 風之慎 | 160 株 | 0.9% |
| 合計 4 名 | 16,961 株 | 100% |

7. 役員の状況

(令和6年9月30日現在)

| 役職名 | 氏名 |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 服部 美月 |
| 取締役 | 林 風之慎 |
| 取締役 | 河内 祐 |
| 取締役 | 藤田 越桃 |

8. 役員及び使用人の数

(令和6年9月30日現在)

| | 役員 | 使用人 | 合計 |
|----------|------|-------|-------|
| 総数 | 4名 | 51名 | 55名 |
| (うち外務員数) | (4名) | (44名) | (48名) |

II. 営業の状況

1. 営業の経過及び成果

当社では、令和5年9月に福岡支店を新設し、地域密着型のサービス体制を強化しました。この支店の開設により、福岡エリアの顧客との接点を増やし、迅速かつ丁寧な対応を目指しています。併せて、新たに堂島取引所に上場した貴金属とCFD取引に4銘柄の取扱いを開始し、多様なニーズに応える商品ラインアップを拡充しました。これにより、顧客の投資機会を広げ、より価値あるサービスの提供を進めています。

また、令和6年1月には社内通報制度を正式に制定しました。この制度の導入により、社員が安心して意見や問題を提起できる環境を整え、コンプライアンス体制を一層強化しています。さらに、令和6年からWEBセミナーを新たに開始し、世界情勢に関する情報発信を中心に、金融リテラシー向上を目的とした施策を展開しています。昨年度はYouTube動画の配信や対面セミナーを実施しており、こうした経験を活かしながら、オンラインの特性を活かした広範な情報提供を目指しています。

加えて、業務の効率化と顧客サービスの向上を目的に、システム化に注力しました。この取り組みには多大な経費を投じ、業務フローの見直しと自動化を進めています。現在は、ヒューマンエラーの発生削減や、より迅速で正確な対応を目指して取り組んでいる段階であり、引き続き改善を重ねてまいります。

当社は引き続き、組織の拡大を続けており、令和6年8月には新たな取締役を迎え入れるなど、経営体制の強化を進めています。

なお、今年度の売上は991,136千円と前年を上回る結果となりましたが、採用活動やシステム化への投資を含む経費が増加しています。その結果、経常利益は196,319千円、当期純利益122,623千円となっております。

今年度に行った組織拡大やシステム化に関する投資は、将来の成長基盤を支える重要な施策であり、今後も持続的な成長を追求してまいります。

これらの取り組みはすべて、当社の経営理念である「さくらを選んでよかった」とお客様に思っていただける企業を目指す姿勢のもとで進められています。お客様との信頼を再構築し、共に新しい未来を築くために、これからも努力を惜しまず取り組んでまいります。

(1) 受取手数料部門

(a) 国内商品市場取引 受取手数料：4,127千円
売買高：1,528枚

| 上場商品の種類 | 加入取引所 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (千円) |
|---------|---------|--------------|-------------|
| 東京 原油 | 東京商品取引所 | 408 | 4,038千円 |
| 堂島 金 | 大阪堂島取引所 | 1,120 | 89千円 |
| 合計 | | 1,528 | 4,127千円 |

(b) 外国商品市場取引 該当なし

(c) 店頭商品デリバティブ取引 受取手数料：0円
売買高：44,510枚

| 銘柄 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (円) | 銘柄 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (円) |
|------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 金現物 | 169 | 0 | 銅スポット | 73 | 0 |
| 金現物ミニ | 385 | 0 | 銅スポットミニ | 24 | 0 |
| 銀現物 | 71 | 0 | プラチナスポット | 59 | 0 |
| 銀現物ミニ | 2 | 0 | プラチナスポットミニ | 429 | 0 |
| 原油スポット | 398 | 0 | 天然ガススポット | 27,442 | 0 |
| 原油スポットミニ | 1,298 | 0 | 天然ガススポットミニ | 12,029 | 0 |
| コーンスポット | 154 | 0 | パラジウムスポット | 0 | 0 |
| コーンスポットミニ | 135 | 0 | パラジウムスポットミニ | 25 | 0 |
| 大豆スポット | 2 | 0 | 砂糖スポット | 2 | 0 |
| 大豆スポットミニ | 17 | 0 | 砂糖スポットミニ | 24 | 0 |
| 小麦スポット | 184 | 0 | コーヒースポット | 296 | 0 |
| 小麦スポットミニ | 94 | 0 | コーヒースポットミニ | 101 | 0 |
| 金スポット | 85 | 0 | ココアスポット | 79 | 0 |
| 金スポットミニ | 33 | 0 | ココアスポットミニ | 750 | 0 |
| 銀スポット | 10 | 0 | 北海ブレントスポット | 64 | 0 |
| 銀スポットミニ | 51 | 0 | 北海ブレントスポットミニ | 49 | 0 |
| プラチナ 50 | 0 | 0 | | | |
| プラチナ 50 ミニ | 0 | 0 | | | |
| | | | 合計 | 44,510 | 0 |

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

国内自己ディーリング損益：419千円

(b) 外国商品市場取引

該当なし

(c) 店頭商品デリバティブ取引

ディーリング損益：974,608千円

ディーリングカバー損益：6,843千円

スワップ損益：6,444千円

スワップカバー損益：△1,304千円

(3) 家事代行サービス部門

該当事項なし

2. 取引開始基準

1 顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとします。

① 年齢・行為能力

- ・未成年の者
- ・新規口座開設においては、75歳以上の者
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人の者
- ・精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

② 資産状況・収入状況等

- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・取引を行う為に、借入されている者、又はこれから借入を考えている者

③ 取引目的・取引態様

- ・損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ・取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ・当社から電話で直接連絡をとることができない者

④ 取引の理解

- ・店頭商品デリバティブ取引又は国内商品市場取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件につき理解していない者

⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（マネロン・テロ資金供与）対策

- ・仮名・借名・偽名を使用している者
- ・反社会的勢力（暴力団等）の者
- ・国際テロリスト（イスラム過激派等）に該当する者
- ・非居住者
- ・外国 PEPs に該当する者
- ・イラン・北朝鮮に居住する者
- ・FATF 声明における高リスク国に居住する者

2 次のいずれかに該当する者は、適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれがある者である為、特に厳格な審査をします。加えて、内部管理総括責任者が必要と認めた場合には、申出書等を提出していただく場合があります。

① 年齢

- ・70歳以上～75歳未満の新規顧客
- ・75歳以上の既存顧客
- ・25歳未満の者

② 資産状況・収入状況

- ・年収500万円未満の者
- ・年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者
*「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入の過半を占める場合をいう

③ 職業

- ・公金取扱者

- 3 前項の「厳格な審査」では、以下のそれぞれの要件を満たしていることを確認します。
- (1) ①75歳以上の既存顧客においては、顧客が過去一定期間以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められる場合（直近3年以内において延べ90日以上の商品デリバティブ取引〔またはこれと同様のレバレッジがあると認められる取引〕の経験を有していること）及び商品先物取引の仕組み、ルール、リスク等について十分に理解していること。
 - (2) 前項①②においては、顧客が申告した投下資金可能額が、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していること。
 - (3) 前項③においては、当社が定める公金取扱者である場合には、自己資金の範囲内で取引を行うこと。
- 4 第1項及び第2項に該当しない者であっても、内部管理総括責任者が商品先物取引を行うのにふさわしくないと認めた者に対しては、受託は行わないものとします。
- 5 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等、当社が求めるマネロン・テロ資金供与対策に係る確認を拒否する者に対しては受託は行わないものとします。
- 6 不正資金流入防止の為、顧客との取引が疑わしい取引に該当すると認められる場合、受託は行わないものとします。
- 7 その他、次の要件を満たさない者に対しては受託を行わないものとします。

<個人のお客様の場合>

- (1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。
 - (2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
 - (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - (4) 本取引を行うことが法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
 - (5) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
 - (6) 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
 - (7) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一氏名の国内に存する金融機関を指定すること。お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
 - (8) 本取引をマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。
 - (9) 反社会的勢力の一員等ではないこと。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (以下、同じとします。)

<法人のお客様の場合>

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引を行うことが法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (4) 本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

- (6) マネー・ロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。
- (7) 反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者等ではないこと。
- (8) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一商号の国内に存する金融機関を指定すること。
お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
- (9) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、
並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なもの以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限を有していること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。

(令和6年9月30日現在)

3. 顧客数

顧客数 384名 (令和6年9月30日現在)

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 2,493,554 | 【流動負債】 | 1,353,587 |
| 現金及び預金 | 1,114,370 | 預り証拠金 | 1,156,618 |
| 預託金 | 1,148,339 | 未払金 | 91,348 |
| トレーディング商品 | 2,304 | 未払法人税等 | 92,367 |
| 短期差入保証金 | 186,107 | 預り金 | 12,914 |
| 未収入金 | 4,975 | その他の流動負債 | 340 |
| 前渡金 | 7,800 | 【固定負債】 | 7,674 |
| 前払費用 | 10,392 | 資産除去債務 | 3,500 |
| 短期貸付金 | 19,500 | 商品取引責任準備金 | 4,174 |
| その他の流動資産 | 327 | 負債合計 | 1,361,261 |
| 貸倒引当金 | △560 | 純資産の部 | |
| 【固定資産】 | 153,954 | 【株主資本】 | 1,286,247 |
| 有形固定資産 | 83,724 | 資本金 | 105,000 |
| 建物附属設備 | 9,355 | 資本剰余金 | 95,000 |
| 車両運搬具 | 88,864 | 資本準備金 | 95,000 |
| 器具及び備品 | 19,264 | 利益剰余金 | 1,086,247 |
| 減価償却累計額 | △39,434 | その他利益剰余金 | 1,086,247 |
| 建設仮勘定 | 5,675 | 繰越利益剰余金 | 1,086,247 |
| 無形固定資産 | 2,251 | | |
| ソフトウェア | 838 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,413 | | |
| 投資その他の資産 | 67,979 | | |
| 長期前払費用 | 7,899 | | |
| 敷金及び保証金 | 17,877 | | |
| ゴルフ会員権 | 11,900 | | |
| 金地金 | 23,916 | | |
| 長期貸付金 | 666,317 | | |
| 繰延税金資産 | 6,387 | | |
| 貸倒引当金 | △666,317 | 純資産合計 | 1,286,247 |
| 資産合計 | 2,647,508 | 負債純資産合計 | 2,647,508 |

2. 損益計算書

損益計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | |
|----------------|---------|---------|
| 【営業収益】 | | |
| トレーディング損益 | 987,009 | |
| 受取手数料 | 4,127 | 991,136 |
| 【営業費用】 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 832,555 | 832,555 |
| 営業利益 | | 158,581 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受取利息 | 5,951 | |
| 雑収入 | 44,131 | 50,082 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支払利息 | 649 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,857 | |
| 雑損失 | 5,838 | 12,344 |
| 経常利益 | | 196,319 |
| 【特別利益】 | | |
| 投資有価証券売却益 | 37,000 | 37,000 |
| 【特別損失】 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 商品取引責任準備金繰入額 | 120 | 120 |
| 税引前当期純利益 | | 233,199 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86,443 | |
| 法人税等調整額 | 24,133 | 110,576 |
| 当期純利益 | | 122,623 |

3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|---------|---------|--------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 105,000 | 95,000 | 95,000 | 963,624 | 963,624 | 1,163,624 | 1,163,624 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 122,623 | 122,623 | 122,623 | 122,623 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 122,623 | 122,623 | 122,623 | 122,623 |
| 当期末残高 | 105,000 | 95,000 | 95,000 | 1,086,247 | 1,086,247 | 1,286,247 | 1,286,247 |

4. 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

特定金銭信託

時価のあるもの・・・・・・主として期末日の市場価格等に基づく時価法

時価の無いもの・・・・・・主として移動平均法による原価法

(2) 会社特有の会計処理

日本商品先物取引協会が公表する「商品先物取引業統一経理基準」（平成 23 年 3 月改訂版）によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

① トレーディング損益 反対売買により取引を決済したときに計上しております。

また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

② 受取手数料 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、適用法令等に基づき計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,387 千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 16,961 | — | — | 16,961 |

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | | |
|-----------|----------|----|
| 未払事業税 | 4,495 | 千円 |
| 貸倒引当金超過額 | 203,931 | 千円 |
| 貸倒損失否認 | 18,285 | 千円 |
| 一括償却資産 | 536 | 千円 |
| 資産除去債務 | 1,070 | 千円 |
| 商品取引責任準備金 | 1,276 | 千円 |
| 関係会社勘定 | 54,504 | 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 284,099 | 千円 |
| 評価性引当額 | △276,720 | 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 7,379 | 千円 |

繰延税金負債

| | | |
|-----------------|-------|----|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △992 | 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △992 | 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 6,386 | 千円 |

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等並びに一定の限度を設け、デリバティブ取引を顧客取引のヘッジ取引及び収益獲得を目的とした自己トレーディングの為にしております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

特定金銭信託は商品先物取引法第 210 条第 2 号の規定に基づき分離保管するため信託しているものであり、運用はコールローンであるため発行元の信用リスクがありますが、デフォルトリスクはかなり低いものと判断しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「預託金」、「短期差入保証金」、「預り証拠金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|----|----|
| (1) 長期貸付金 | 666,317 千円 | 千円 | 千円 |
| 貸倒引当金 | △666,317 | | |
| 差引 | — | | |
| 資産計 | — | — | — |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

記載すべき重要な事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------------------|------------|-----------------------|-----------|-----------------|--------------|-------|--------------|
| 役員 | 服部美月 | (所有) 直接 1.7% | 資金の貸付 | 資金の貸付 | 26,500 | 短期貸付金 | 19,500 |
| | | | | 貸付金の利息 (注) 1 | 62 | | |
| 主要株主及び役員 の近親者 | 林泰宏 | (所有) 直接 41.0% | 資金の貸付 | 貸付金の利息 (注) 1 | 5,857 | 長期貸付金 | 656,666 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 75,835 円 55 銭

(2) 1株当たり当期純利益 7,229 円 68 銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

5. 監査に関する事項

弊社は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につきまして、会社法に準じた任意の会計監査を公認会計士から受けております。

株式会社さくらインベスト

(令和5年9月期)

1. 会社の概況

1. 商号、許可年月日等

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社さくらインベスト |
| 代表者名 | 代表取締役 服部 美月 |
| 所在地 | 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 5-6 |
| 許可年月日 | 平成 23 年 5 月 26 日(令和 5 年 5 月 22 日更新) |
| 加入協会名 | 日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金 |

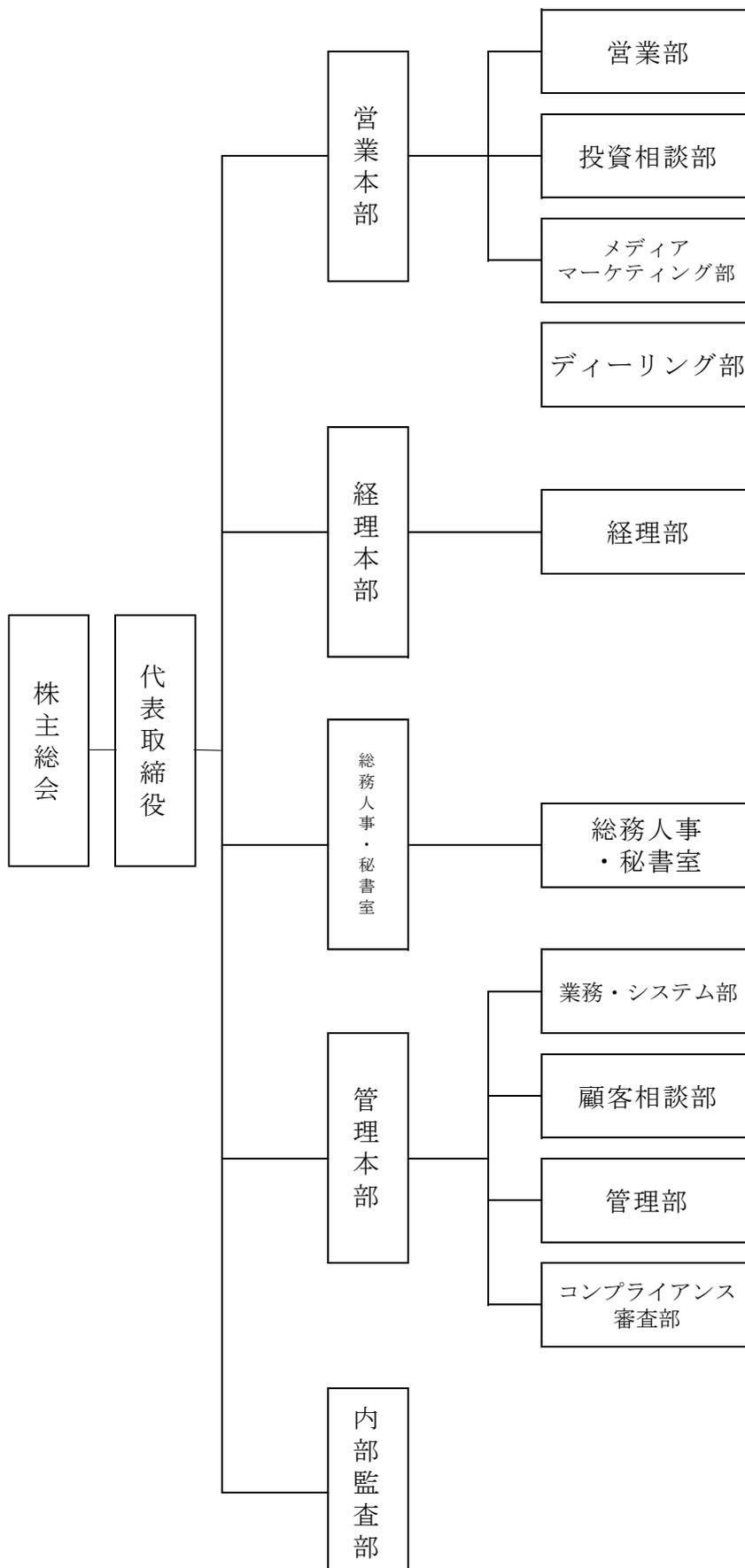
会社の沿革

| 年 月 | 概 要 |
|--------------|---|
| 平成 22 年 10 月 | 株式会社アップルタイムズマーケットを資本金 1000 万円にて岡山市に創業 |
| 平成 22 年 11 月 | 資本金 6000 万円に増資 松本支店を開設 |
| 平成 22 年 12 月 | 商品先物取引業許可を申請 |
| 平成 23 年 5 月 | 商品先物取引業許可を取得 |
| 平成 23 年 9 月 | 松本支店を廃止。東京支店を開設 |
| 平成 24 年 3 月 | 本店を京都市に移転 |
| 平成 24 年 5 月 | 国内商品市場取引を開始 |
| 平成 26 年 5 月 | 商号を「株式会社さくらインベスト」に変更 |
| 平成 26 年 7 月 | 本店を京都市下京区四条町より京都市下京区大政所町に移転 |
| 平成 26 年 10 月 | 東京支店を東京都渋谷区から東京都港区に移転 |
| 平成 27 年 10 月 | 資本金 7000 万円に増資 |
| 平成 27 年 12 月 | 本店を大阪市に移転 |
| 平成 28 年 10 月 | 資本金 8000 万円に増資 |
| 平成 29 年 2 月 | 資本金 9000 万円に増資 |
| 平成 29 年 4 月 | 名古屋支店を開設 |
| 平成 29 年 9 月 | 資本金 1 億 500 万円に増資 |
| 平成 30 年 4 月 | 本店を大阪市北区西天満より大阪市北区梅田に移転 東京支店を廃止 横浜支店を開設 |
| 令和元年 8 月 | 名古屋支店を廃止 |
| 令和元年 11 月 | 横浜支店を廃止 |
| 令和 5 年 9 月 | 福岡支店を開設 |

2. 事業の内容

(1) 経営組織

(令和6年1月30日現在)



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、商品市場における取引の委託の取次業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品先物取引業の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令 23 総合第 178 号」、経済産業省「平成 23・04・21 商第 10 号」)

なお、当社は商品取引所における取引注文の執行を岡安商事株式会社に委託しており、令和 6 年 1 月 30 日現在、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

| 取引所名 | 当社における取扱商品 |
|------------|---|
| (株)東京商品取引所 | プラッツドバイ原油、バージガソリン、バージ灯油、バージ軽油、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油 |
| (株)堂島取引所 | とうもろこし 50、米国産大豆、小豆、金、銀、白金 |

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

当社は外国商品市場取引に係る業務を行っておりません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社はサクソバンク証券株式会社をカバー取引先として、店頭商品デリバティブ取引を行っております。なお、令和 6 年 1 月 30 日現在、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

| | |
|----------------|---|
| 対面取引 取扱対象商品 | 金、銀、銅、パラジウム、原油、天然ガス、プラチナ、大豆、コーン、小麦、砂糖、コーヒー、ココア、NY 原油、大豆、コーン |
|----------------|---|

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

自己の計算において国内商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた取引所において行っております。

| 上場商品の種類 | 取引所 | 年間取引高 (枚) |
|---------|------------|--------------|
| 東京原油 | (株)東京商品取引所 | 0 |
| 合計 | | 0 |

(b) 兼業業務

該当事項はございません。

3. 営業所、事務所の状況

(令和6年1月30日現在)

| 名称 | 所在地 |
|------|---------------------|
| 本店 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5-6 |
| 福岡支店 | 福岡県福岡市中央区天神2丁目13-18 |

4. 財務の概要

決算年月 令和5年9月期

| | |
|---------------|------------|
| (a) 資本金 | 105,000 千円 |
| (b) 営業収益 | 582,270 千円 |
| (c) 受取手数料 | 3,456 千円 |
| (d) トレーディング損益 | 578,814 千円 |
| (e) 経常損益 | 150,693 千円 |
| (f) 当期純損益 | 103,081 千円 |
| (g) 純資産額規制比率 | 278.63% |

5. 発行済株式総数

発行済株式総数 16,961 株 (令和6年1月30日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

6. 上位10位までの株主の氏名等

(令和6年1月30日現在)

| 氏名又は名称 | 保有株式数 | 割合 |
|------------|----------|------|
| TACHI 株式会社 | 10,000 株 | 59% |
| 林 泰宏 | 6,961 株 | 41% |
| 合計 2 名 | 16,961 株 | 100% |

7. 役員の状況

(令和6年1月30日現在)

| 役職名 | 氏名 |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 服部 美月 |

8. 役員及び使用人の数

(令和6年1月30日現在)

| | 役員 | 使用人 | 合計 |
|----------|------|-------|-------|
| 総数 | 1名 | 43名 | 44名 |
| (うち外務員数) | (1名) | (32名) | (33名) |

II. 営業の状況

1. 営業の経過及び成果

当社は令和4年8月31日に許可取消処分が取り消され、令和4年9月1日より新代表のもと、誠実さと透明性を大切に、お客様や社会との信頼を築き上げることを使命として新たなスタートを切りました。

まずはコンプライアンス体制の再構築を目的に入社時研修やコンプライアンス研修等の社内研修の整備、また株式会社コスト削減グループが提供している Neo-CloudPBX のサービスを利用し、全通話の録音を開始しました。

また、顧客管理体制の確立を目的とし、コインタックス株式会社と Salesforce のシステム開発に取り組んでいます。開発には以下の3フェーズがあり、その中で第1フェーズは契約済で令和5年12月中には運用開始が出来る運びとなっております。

第1フェーズ：外務員日誌・顧客カードの電子化、および指値判定をブルームバークの価格と連携して自動化

第2フェーズ：ロスカット・マージンコール判定の自動化

第3フェーズ：損益計算や法定帳簿の出力等を Salesforce 上で自動化

加えて、当社主催の無料投資セミナーの開催や YouTube・X(旧：Twitter)等の SNS を駆使した金融リテラシーの向上の施策を行うことで、お客様をはじめ、投資家の皆様へ学びの場を提供することに努めてまいりました。

今年度は短期貸付金が解消したことにより取引先リスク値が減り、純資産額規制比率が約50%増加しております。しかしながら、積極的な採用や福岡支店開設へかかる費用、さらには無料セミナー開催の増加に伴い会場費や社員交通費等の経費が前年度に比べて約37.5%増加し、以下の結果となりました。

| | |
|-----------|------------|
| 営業収益(売上高) | 582,270 千円 |
| 経常利益 | 150,693 千円 |
| 当期純利益 | 103,081 千円 |

最後に、現在も当社のホームページには冒頭に「お詫びのご挨拶」を掲載し続けており、お客様には当社の過去の過ちを知ったうえで取引を行っていただいております。さらに、社内では法令違反や不正行為の早期発見を目的とし、「社内通報窓口」の設置に向けて体制を整備しており、令和5年12月中に社内規程を制定し、令和6年早々に運用開始する運びとなっております。

当社は、過去の過ちの反省を忘れず、この過去の課題を通して学び、再び社会やお客様と信頼関係を築けるよう全力で取り組んでまいります。

(1) 受取手数料部門

| | |
|--------------|-----------------------------|
| (a) 国内商品市場取引 | 受取手数料：3,802 千円 売買高：361 枚 |
|--------------|-----------------------------|

| 上場商品の種類 | 加入取引所 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (千円) |
|---------|---------|--------------|-------------|
| 東京 原油 | 東京商品取引所 | 361 | 3,802 |
| 合計 | | 361 | 3,802 |

| | |
|--------------|------|
| (b) 外国商品市場取引 | 該当なし |
|--------------|------|

| | |
|------------------|---------------------------|
| (c) 店頭商品デリバティブ取引 | 受取手数料：0 円 売買高：62,282 枚 |
|------------------|---------------------------|

| 銘柄 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (円) | 銘柄 | 年間売買高 (枚) | 手数料 (円) |
|-----------|--------------|------------|-------------|--------------|------------|
| 金現物 | 117 | 0 | 銅スポット | 182 | 0 |
| 金現物ミニ | 697 | 0 | 銅スポットミニ | 211 | 0 |
| 銀現物 | 14 | 0 | プラチナスポット | 93 | 0 |
| 銀現物ミニ | 88 | 0 | プラチナスポットミニ | 1,832 | 0 |
| 原油スポット | 780 | 0 | 天然ガススポット | 14,629 | 0 |
| 原油スポットミニ | 6,746 | 0 | 天然ガススポットミニ | 28,936 | 0 |
| コーンスポット | 711 | 0 | パラジウムスポット | 12 | 0 |
| コーンスポットミニ | 2,222 | 0 | パラジウムスポットミニ | 56 | 0 |
| 大豆スポット | 38 | 0 | 砂糖スポット | 2 | 0 |
| 大豆スポットミニ | 119 | 0 | 砂糖スポットミニ | 24 | 0 |
| 小麦スポット | 1,461 | 0 | コーヒースポット | 24 | 0 |
| 小麦スポットミニ | 3,061 | 0 | コーヒースポットミニ | 45 | 0 |
| | | | ココアスポット | 27 | 0 |
| | | | ココアスポットミニ | 155 | 0 |
| | | | 合計 | 62,282 | 0 |

(2) トレーディング部門

(a) 国内商品市場取引

該当なし

(b) 外国商品市場取引

該当なし

(c) 店頭商品デリバティブ取引

ディーリング損益：628,480 千円

ディーリングカバー損益：△54,013 千円

スワップ損益：4,472 千円

スワップカバー損益：△125 千円

(3) 兼業業務

該当事項はございません。

2. 取引開始基準

1 顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとします。

① 年齢・行為能力

- ・未成年の者
- ・新規口座開設においては、75歳以上の者
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人の者
- ・精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

② 資産状況・収入状況等

- ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・取引を行う為に、借入されている者、又はこれから借入を考えている者

③ 取引目的・取引態様

- ・損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ・取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ・当社から電話で直接連絡をとることができない者

④ 取引の理解

- ・店頭商品デリバティブ取引又は国内商品市場取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件につき理解していない者

⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（マネロン・テロ資金供与）対策

- ・仮名・借名・偽名を使用している者
- ・反社会的勢力（暴力団等）の者
- ・国際テロリスト（イスラム過激派等）に該当する者
- ・非居住者
- ・外国 PEPs に該当する者
- ・イラン・北朝鮮に居住する者
- ・FATF 声明における高リスク国に居住する者

2 次のいずれかに該当する者は、適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれがある者である為、特に厳格な審査をします。加えて、内部管理総括責任者が必要と認めた場合には、申出書等を提出していただく場合があります。

① 年齢

- ・70歳以上～75歳未満の新規顧客
- ・75歳以上の既存顧客
- ・25歳未満の者

② 資産状況・収入状況

- ・年収500万円未満の者
- ・年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者
*「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入の過半を占める場合をいう

③ 職業

- ・公金取扱者

- 3 前項の「厳格な審査」では、以下のそれぞれの要件を満たしていることを確認します。
- (1) ①75歳以上の既存顧客においては、顧客が過去一定期間以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められる場合（直近3年以内において延べ90日以上の商品デリバティブ取引〔またはこれと同様のレバレッジがあると認められる取引〕の経験を有していること）及び商品先物取引の仕組み、ルール、リスク等について十分に理解していること。
 - (2) 前項①②においては、顧客が申告した投下資金可能額が、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していること。
 - (3) 前項③においては、当社が定める公金取扱者である場合には、自己資金の範囲内で取引を行うこと。
- 4 第1項及び第2項に該当しない者であっても、内部管理総括責任者が商品先物取引を行うのにふさわしくないと認めた者に対しては、受託は行わないものとします。
- 5 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の実施等、当社が求めるマネロン・テロ資金供与対策に係る確認を拒否する者に対しては受託は行わないものとします。
- 6 不正資金流入防止の為、顧客との取引が疑わしい取引に該当すると認められる場合、受託は行わないものとします。
- 7 その他、次の要件を満たさない者に対しては受託を行わないものとします。

<個人のお客様の場合>

- (1) 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。
 - (2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
 - (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - (4) 本取引を行うことが法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
 - (5) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
 - (6) 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
 - (7) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一氏名の国内に存する金融機関を指定すること。お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
 - (8) 本取引をマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。
 - (9) 反社会的勢力の一員等ではないこと。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (以下、同じとします。)

<法人のお客様の場合>

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引を行うことが法令その他諸規則または定款、その他の内規に違反せず、取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。
- (4) 本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

- (6) マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。
- (7) 反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者等ではないこと。
- (8) 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一商号の国内に存する金融機関を指定すること。
お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
- (9) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、
並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。
当社の定める「取引担当者」の基準の主なものとは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限を有していること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。

(令和6年1月30日現在)

3. 顧客数

顧客数 300名 (令和5年9月30日現在)

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

貸借対照表
(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 2,612,292 | 【流動負債】 | 1,535,225 |
| 現金及び預金 | 659,125 | 預り証拠金 | 1,465,452 |
| 預託金 | 1,058,339 | 未払金 | 61,739 |
| 短期差入保証金 | 113,423 | 未払法人税等 | 673 |
| 委託者先物取引差金 | 733,347 | 預り金 | 7,360 |
| 未収入金 | 9,946 | その他の流動負債 | 1 |
| 未収法人税等 | 31,159 | 【固定負債】 | 7,554 |
| 前払費用 | 6,398 | 資産除去債務 | 3,500 |
| その他の流動資産 | 1,115 | 商品取引責任準備金 | 4,054 |
| 貸倒引当金 | △560 | 負債合計 | 1,542,779 |
| 【固定資産】 | 94,111 | 純資産の部 | |
| 有形固定資産 | 50,404 | 【株主資本】 | 1,163,624 |
| 建物付属設備 | 9,355 | 資本金 | 105,000 |
| 車両運搬具 | 39,331 | 資本剰余金 | 95,000 |
| 器具及び備品 | 14,879 | 資本準備金 | 95,000 |
| 減価償却累計額 | △13,161 | 利益剰余金 | 963,624 |
| 無形固定資産 | 2,339 | その他利益剰余金 | 963,624 |
| ソフトウェア | 1,696 | 繰越利益剰余金 | 963,124 |
| ソフトウェア仮勘定 | 643 | | |
| 投資その他の資産 | 41,368 | | |
| 敷金及び保証金 | 10,848 | | |
| 長期貸付金 | 660,460 | | |
| 繰延税金資産 | 30,520 | | |
| 貸倒引当金 | △660,460 | 純資産合計 | 1,163,624 |
| 資産合計 | 2,706,403 | 負債純資産合計 | 2,706,403 |

2. 損益計算書

損 益 計 算 書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|----------------|---------|---------|
| 【営業収益】 | | |
| トレーディング損益 | 578,814 | |
| 受取手数料 | 3,456 | 582,270 |
| 【営業費用】 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 442,783 | 442,783 |
| 営業利益 | | 139,487 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受取利息 | 2,149 | |
| 雑収入 | 9,452 | 11,602 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支払利息 | 27 | |
| 雑損失 | 368 | 395 |
| 経常利益 | | 150,693 |
| 【特別損失】 | | |
| 固定資産除却損 | 885 | |
| 商品取引責任準備金繰入額 | 120 | 1,005 |
| 税引前当期純利益 | | 149,688 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 447 | |
| 法人税等調整額 | 46,159 | 46,606 |
| 当期純利益 | | 103,081 |

3. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|---------|---------|--------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本 金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 105,000 | 95,000 | 95,000 | 860,542 | 860,542 | 1,060,542 | 1,060,542 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 103,081 | 103,081 | 103,081 | 103,081 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 103,081 | 103,081 | 103,081 | 103,081 |
| 当期末残高 | 105,000 | 95,000 | 95,000 | 963,624 | 963,624 | 1,163,624 | 1,163,624 |

4. 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法特定金銭信託

時価のあるもの・・・・・・主として期末日の市場価格等に基づく時価法

時価の無いもの・・・・・・主として移動平均法による原価法

(2) 会社特有の会計処理

日本商品先物取引協会が公表する「商品先物取引業統一経理基準」（平成23年3月改訂版）によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

- ① トレーディング損益 反対売買により取引を決済したときに計上しております。
また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。
- ② 受取手数料 委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

商品取引責任準備金は、商品先物取引事故による損失に備えるため、適用法令等に基づき計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 30,520 千円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 16,961 | — | — | 16,961 |

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳繰延税金資産

繰延税金資産

| | | |
|-----------|----------|----|
| 貸倒引当金 | 202,140 | 千円 |
| 貸倒損失否認 | 18,285 | 千円 |
| 資産除去債務 | 1,070 | 千円 |
| 商品取引責任準備金 | 1,239 | 千円 |
| 関係会社勘定 | 60,620 | 千円 |
| 繰越欠損金 | 30,302 | 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 313,658 | 千円 |
| 評価性引当額 | △281,046 | 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 32,612 | 千円 |

繰延税金負債

| | | |
|-----------------|--------|----|
| 未収事業税 | △1,027 | 千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,064 | 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △2,092 | 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 30,520 | 千円 |

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等並びに一定の限度を設け、デリバティブ取引を顧客取引のヘッジ取引及び収益獲得を目的とした自己トレーディングの為にしております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

特定金銭信託は商品先物取引法第 210 条第 2 号の規定に基づき分離保管するため信託しているものであり、運用はコールローンであるため発行元の信用リスクがありますが、デフォルトリスクはかなり低いものと判断しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「預託金」、「委託者先物取引差金」、「短期貸付金」、「預り証拠金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------|-----------------------------|----|----|
| (1) 長期貸付金 貸倒引当金 差引 | 660,459 千円 △660,459 — | 千円 | 千円 |
| 資産計 | — | — | — |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

記載すべき重要な事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----------------------|------------|-----------------------|---------------|-----------------|--------------|-------|--------------|
| 役員 | 服部美月 | なし | 資金の貸付 | 貸付の返済 | 220,811 | — | — |
| | | | | 貸付金の利息 (注) 1 | 2,147 | | |
| 主要株主及び 役員 の近親者 | 林泰宏 | (所有) 直接 41.0% | 資金の貸付 | — | — | 長期貸付金 | 650,809 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 68,605 円 86 銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6,706 円 95 銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

5. 監査に関する事項

弊社は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につきまして、会社法に準じた任意の会計監査を公認会計士から受けております。